

改 正 案

○山口県福祉のまちづくり条例

〔平成九年三月二十四日〕
山口県条例第一号

改正
 平成一二年一月一九日条例第五六号
 平成一六年三月二三日条例第二一号
 平成一七年七月一二日条例第五二号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策(第七条―第十三条)

第三章 公共的施設の整備(第十四条―第十七条)

第四章 特定公共的施設の整備(第十七条の二―第二十六条)

第五章 公共的工作物等の整備等(第二十六条の二・第二十七条)

第六章 特定公共的工作物等の整備(第二十八条)

第七章 雑則(第二十九条)

附則

前文・第一条(略)

現 行

○山口県福祉のまちづくり条例

〔平成九年三月二十四日〕
山口県条例第一号

改正
 平成一二年一月一九日条例第五六号
 平成一六年三月二三日条例第二一号
 平成一七年七月一二日条例第五二号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策(第七条―第十三条)

第三章 公共的施設の整備(第十四条―第十七条)

第四章 特定公共的施設の整備(第十七条の二―第二十六条)

第五章 公共的工作物の整備等(第二十六条の二・第二十七条)

第六章 雑則(第二十八条)

附則

前文・第一条(略)

(定義)

第二条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。

2 この条例において「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、道路、公園その他の多数の者の利用に供される施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「特定道路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）以下「法」という。）第二条第九号に規定する特定道路をいう。

4 この条例において「特定公園施設」とは、法第二条第十三号に規定する特定公園施設をいう。

5 この条例において「公共的工作物等」とは、信号機、道路標識、道路標示、バスの停留所その他の多数の者の利用に供される工作物等で規則で定めるものをいう。

第三条（第十七条）（略）

第四章 特定公共的施設の整備

（特定公共的施設の構造等基準への適合）

第十七条の二 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定公共的施設建築主等」という。）は、当該特定公共的施設（新築等に係る部分に限る。）を構造等基準に適合させなければならない。ただし、特定道路及び特定公園施設以外の特定公共的施設の新築等をしようとする場合であつて、知事が敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由により構造等基準に適合させることが困難であると認めるときは、この限りでない。

第十八条（第二十六条）（略）

(定義)

第二条 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。

2 この条例において「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、道路、公園その他の多数の者の利用に供される施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「公共的工作物」とは、信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供される工作物で規則で定めるものをいう。

第三条（第十七条）（略）

第四章 特定公共的施設の整備

（特定公共的施設の構造等基準への適合）

第十七条の二 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設として規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定公共的施設建築主等」という。）は、当該特定公共的施設（新築等に係る部分に限る。）を構造等基準に適合させなければならない。ただし、知事が敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由により構造等基準に適合させることが困難であると認めるときは、この限りでない。

第十八条（第二十六条）（略）

第五章 公共的作業物の整備等

(公共的作業物の整備)

第二十六条の二 公共的作業物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された公共的作業物の整備に努めなければならない。

第二十七条 (略)

第六章 特定公共的作業物の整備

(特定公共的作業物の設置等基準への適合)

第二十八条 公共的作業物のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な作業物等として規則で定めるもの(以下「特定公共的作業物等」という。)を設置する者は、当該特定公共的作業物等を設置等基準(高齢者、障害者等が特定公共的作業物等を円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備の整備に関する基準をいう。以下同じ。)に適合させなければならない。

2 設置等基準は、特定公共的作業物の種類に応じて規則で定める。

第七章 雑則

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第五章 公共的作業物の整備等

(公共的作業物の整備)

第二十六条の二 公共的作業物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された公共的作業物の整備に努めなければならない。

第二十七条 (略)

第六章 雑則

(規則への委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

○山口県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年七月二十九日山口県規則第七十七号）

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県福祉のまちづくり条例(平成九年山口県条例第一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（公共的施設）

第二条 条例第二条第二項の規則で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

（公共的工作物等）

第二条の二 条例第二条第五項の規則で定める工作物等は、次に掲げる工作物等とする。

- 一 信号機
- 二 道路標識
- 三 道路標示
- 四 バスの停留所
- 五 案内標識
- 六 公衆電話所

（構造等基準）

第三条 条例第十四条第二項の規定による構造等基準は、別表第二のとおりとする。

（適合証の交付の請求）

第四条 条例第十六条第一項の規定により適合証の交付を請求しようとする者は、適合証交付請求書（別記第一号様式）に次に掲げる書類（別表第一の二の項に掲げる施設に係る請求にあつては第一号、第三号及び第五号に掲げる書類、同表の三の項及び四の項に掲げる施設に係る請求にあつては第一号、第二号及び第五号に掲げる書類）を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
 - 二 配置図
 - 三 平面図
 - 四 用途別の床面積の求積図
 - 五 当該請求に係る公共的施設が構造等基準に適合していることを明らかにする書類で知事が定めるもの
- 2 前項の規定による請求が条例第十八条の規定による届出がされた特定公共的施設に係るものであるときは、適合証交付請求書には、同項各号に掲げる書類を添えることを要しない。
- 3 条例第十六条第一項の適合証は、別記第二号様式による。

（公共団体）

第五条 条例第十七条第二項の規則で定める公共団体は、法令の規定により国、都道府県又は市とみなして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十五条第二項の規定が準用される法人とする。

（特定公共的施設）

第六条 条例第十七条の二の規則で定める公共的施設は、別表第三の中欄に掲げる公共的施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規模に該当する公共的施設とする。

（特定公共的施設の新築等の届出）

第七条 条例第十八条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定公共的施設の種類
 - 二 別表第一の一の項に掲げる施設にあつては、用途及び階数
 - 三 新築等の工事種別
 - 四 別表第一の一の項第九号に掲げる施設にあつては、戸数又は室数
 - 五 別表第一の四の項に掲げる施設にあつては、駐車のために供する部分の面積
 - 六 新築等の工事の着手及び完了の予定年月日
 - 七 連絡者の住所及び氏名
- 2 条例第十八条の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る特定公共的施設の新築等の工事に着手しようとする日の三十日前までに、特定公共的施設新築等届(別記第三号様式)に次に掲げる書類(別表第一の三の項及び四の項に掲げる施設に係る届出にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる書類)を添えて知事に提出しなければならない。
- 一 付近見取図
 - 二 配置図
 - 三 平面図
 - 四 用途別の床面積の求積図
 - 五 当該届出に係る特定公共的施設の構造等基準への適合状況を明らかにする書類で知事が定めるもの
- 3 条例第十八条の規定による届出をした事項の変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事に着手しようとする日の三十日前までに、特定公共的施設新築等変更届(別記第四号様式)に前項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 条例第十八条の規則で定める軽微な変更は、第一項第六号及び第七号に掲げる事項の変更のうち、特定公共的施設の位置、規模、構造及び設備並びに同項第一号から第五号までに掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(工事完了の届出)

第八条 条例第二十条の規定による届出をしようとする者は、特定公共的施設新築等工事完了届(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第九条 条例第二十三条第二項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第三章第三節の規定の例による。

(身分証明書の様式)

第十条 条例第二十六条第二項の身分を示す証明書は、別記第六号様式による。

(特定公共的工作物等)

第十一条 条例第二十八条第一項の規則で定める公共的工作物等は、法第二条第二十八号に規定する交通安全特定事業(同号イに掲げる事業に限る。)により設置される信号機、道路標識及び道路標示とする。

(設置等基準)

第十二条 条例第二十八条第二項の規定による設置等基準は、別表第四のとおりとする。

(書類の経由)

第十三条 第七条第二項及び第三項の規定により知事に提出する書類は、特定公共的施設の所在地を管轄する市町長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中、第一条及び第二条の規定は公布の日から、その他の規定は平成九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成九年十月一日から同月三十一日までの間に特定公共的施設の新築等をしようとする者に対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「当該届出に係る特定公共的施設の新築等の工事に着手しようとする日の三十日前」とあるのは、「平成九年十月三十一日」とする。

附 則(平成一〇年規則第三〇号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一九号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一一二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第八五号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第四六号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する公共的施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。
- 3 平成十六年十月一日から同月三十一日までの間に、改正後の規則別表第三の規定により新たに条例第十八条の規定による届出を要することとなる特定公共的施設の新築等をしようとする者に対する改正後の規則第七条第二項の規定の適用については、同項中「当該届出に係る特定公共的施設の新築等の工事に着手しようとする日の三十日前」とあるのは、「平成十六年十月三十一日」とする。

附 則(平成一七年規則第七八号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一五号)

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一三三号)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一四四号)

この規則は、平成十八年十二月二十日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第八四号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する公共的施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。
- 3 平成二十二年六月一日から同月三十日までの間に、改正後の規則別表第三の規定により新たに条例第十八条の規定による届出を要することとなる特定公共的施設の新築等をしようとする者に対する改正後の規則第七条第二項の規定の適用については、同項中「当該届出に係る特定公共的施設の新築等の工事に着手しようとする日の三十日前」とあるのは、「平成二十二年六月三十日」とする。

附 則(平成二四年規則第二一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一(第二条関係)

項	種類	施設
一	建築物	一 学校 二 病院又は診療所 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 四 集会場又は公会堂 五 展示場 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 七 ホテル又は旅館 八 営業所又は事務所(第二十六号及び第二十七号に掲げるものを除く。) 九 共同住宅、寄宿舍又は下宿 十 児童福祉施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設、母子福祉施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、介護老人保健施設その他これらに類するもの 十一 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 十二 博物館、美術館又は図書館 十三 公衆浴場 十四 食堂、料理店、レストランその他の飲食店 十五 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

		<p>十六 削除</p> <p>十七 理容所又は美容所</p> <p>十八 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>十九 銀行その他の金融機関の店舗</p> <p>二十 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>二十一 工場</p> <p>二十二 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物(鉄道の線路敷地内の運転保安に関する施設及び跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</p> <p>二十三 自動車の停留又は駐車のための施設(駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)第十五条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置(以下「特殊装置」という。)のみを用いるものを除く。四の項において同じ。)のうち建築物であるもの</p> <p>二十四 公衆便所</p> <p>二十五 公共用歩廊</p> <p>二十六 国、地方公共団体又は第五条に規定する公共団体がその事務を処理するために使用する庁舎その他の施設</p> <p>二十七 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は電気通信事業法(昭和三十九年法律第八十六号)第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者の営業所又は事務所</p> <p>二十八 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場</p> <p>二十九 前各号に掲げる施設が二以上存する建築物</p>
二	道路	<p>道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)第二条第一項に規定する道路(自動車のみ的一般交通の用に供するものを除く。)</p>
三	公園	<p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十条に規定する児童厚生施設のうち児童遊園</p> <p>二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条第二号カに規定する漁港環境整備施設</p> <p>三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設</p> <p>四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)</p> <p>五 遊園地、動物園又は植物園</p>

四	建築物でない路外駐車場	駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第二号に規定する路外駐車場(以下「路外駐車場」という。)のうち建築物でないもの
備考 建築基準法(昭和三十五年法律第百一十号)第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和三十五年法律第百二十四号)第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。		

別表第二(第三条関係)

一 建築物に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
一	廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この項において同じ。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(以下「点状ブロック等」という。)が敷設されていること。ただし、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。</p> <p>(2) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(3) 別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けるもの</p>
二	階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>

		<p>へ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
三	<p>階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)</p>	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ハ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等が敷設されていること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が一の項ロ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>
四	<p>便所</p>	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、次に定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)が一以上設けられていること。</p> <p>(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>ハ 一以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手洗い設備(給水栓を除く。)の上端の高さは、七十センチメートル以上八十センチメートル以下であり、下端の高さは、六十センチメートル以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 給水栓は、レバー式、光感知式その他操作が容易なものであること。</p> <p>ニ 別表第一の一の項第三号、第四号、第六号、第十一号及び第十二号に掲げる施設で用途面積が二千平方メートル以上のもの(乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。)、同項第十号に掲げる施設(母子福祉施設に限る。)、同項第二十二号に掲げる施設で一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上であるもの並びに同項第二十六号に掲げる施設で地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項に規定する保健所又は同法第十八条第一項に規定する市町村保健センターであるものにあつては、次に定める構造とすること。</p>

		<p>(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、乳幼児を座らせることができる設備のある便房が一以上設けられていること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>ホ 別表第一の 一の項第一号から第七号まで、第十号から第十四号まで、第十七号から第十九号まで、第二十二号、第二十三号及び第二十六号に掲げる施設(第一号に掲げる施設にあつては特別支援学校に限り、卸売市場を除く。)で用途面積が二千平方メートル以上のもの並びに同項第二十四号に掲げる施設で用途面積が五十平方メートル以上であるものにあつては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が円滑に利用することができるよう、汚物を流し、及び洗浄することができる設備、汚物入れ、全身を映すことができる鏡並びに手荷物を置くことができる棚等のある便房が一以上設けられていること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>二 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けること。</p>
五	敷地内の通路	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(3) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。</p> <p>ハ 傾斜路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。</p>
六	駐車場	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上</p>

		<p>設けること。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、三百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、車椅子使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>三 車椅子使用者用駐車施設は、十四の項第一号ハに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
七	浴室	<p>別表第一の 一の項第二号、第七号及び第十号に掲げる施設(多数の者が利用する浴室が設けられるものに限る。)並びに同項第十三号に掲げる施設で、用途面積が二千平方メートル以上のものにあつては、一(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ一)以上の浴室は、次に定める構造とすること。ただし、当該施設に常時勤務する者により入浴の介助が行われる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ロ 浴槽及び洗い場の周囲の壁には、手すりが設けられていること。</p> <p>ハ 一以上の給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。</p>
八	客席	<p>一 別表第一の一の項第三号及び第四号に掲げる施設で固定式の椅子席の数が五百以上であるものには、車椅子使用者が客席として利用できる部分(以下「車椅子使用者用客席部分」という。)及び聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。</p> <p>二 車椅子使用者用客席部分は、当該車椅子使用者用客席部分に通ずる十四の項第二号ロに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る経路(第四号に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>三 車椅子使用者用客席部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床面積は、固定式の椅子席の数を二百で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、その切り上げられた数が十を超えるときは、十とする。)に〇・九三五平方メートルを乗じて得た面積以上であること。</p> <p>ロ 奥行きは、百十センチメートル以上であること。</p> <p>ハ 床の表面は、平たんであり、滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ニ 床は、水平であること。</p> <p>ホ 後方には、車椅子使用者の出入りに支障がなく、かつ、車椅子が転回することができる構造の通路が設けられていること。</p> <p>ヘ 車椅子使用者用客席部分である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>四 車椅子使用者用客席部分に通ずる十四の項第二号ロに定める構造の出入口から当該車椅子使用者用客席部分に至る客席内の通路は、次に定める</p>

		<p>構造とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。</p> <p>ロ 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ハ 高低差がある場合においては、三の項及び十四の項第二号ニに定める構造の傾斜路が設けられていること。</p>
九	授乳室その他これに類するもの(以下「授乳室等」という。)	<p>一 別表第一の一の項第三号、第四号、第六号、第十一号及び第十二号に掲げる施設で用途面積が二千平方メートル以上のもの(乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。)、同項第十号に掲げる施設(母子福祉施設に限る。)、同項第二十二号に掲げる施設で一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上であるもの並びに 同項第二十六号に掲げる施設で地域保健法第五条第一項に規定する保健所又は同法第十八条第一項に規定する市町村保健センターであるものには、乳児用ベッドその他授乳及びおむつの交換に必要な設備を備えた授乳室等を一以上設けること。</p> <p>二 授乳室等の出入口又はその付近には、授乳室等である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>
十	客室	<p>別表第一の一の項第七号に掲げる施設で、用途面積が二千平方メートル以上であり、かつ、客室の総数が五十以上であるものにあつては、一以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用便房が設けられていること。ただし、当該客室のある階に四の項第一号イからハまでに定める構造の便房が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 次に定める構造の浴室又はシャワー室が設けられていること。ただし、多数の者が利用する七の項に定める構造の浴室が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 七の項ロに定める構造であること。</p> <p>(2) 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。</p> <p>(3) 出入口は、ハに定める構造であること。</p>
十一	シャワー室	<p>別表第一の一の項第十一号に掲げる施設(遊技場を除く。)で用途面積が二千平方メートル以上のものにあつては、一(男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ一)以上のシャワー室の一以上の間仕切りがされた洗い場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保</p>

		<p>されていること。</p> <p>ロ 壁には、手すりが設けられていること。</p> <p>ハ 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。</p>
十二	改札口及び商品等の代金を支払う場所 (以下「レジ通路」という。)	<p>別表第一の一の項第二十二号に掲げる施設内に設けられる一以上の改札口及び同項第六号に掲げる施設内に設けられる一以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p>
十三	案内板その他の設備	<p>一 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設又は十四の項第二号ホ若しくはへに定める構造の昇降機が設けられている施設にあつては、当該施設又はその敷地内に、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設又は当該昇降機の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設又は当該昇降機の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用便房又は十四の項第二号ホ若しくはへに定める構造の昇降機が設けられている施設にあつては、車椅子使用者用便房又は当該昇降機の配置を、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>三 案内所を設ける場合には、前二号の規定は、適用しない。</p> <p>四 公共的施設全体の概要を示す案内板を設ける場合には、一以上の案内板は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により見やすいものであること。</p> <p>ロ 点字による表示が行われていること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合又は点字による表示を行うことが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>五 別表第一の一の項第一号、第二号及び第十号に掲げる施設(主として聴覚障害者が利用するものに限る。)で用途面積が二千平方メートル以上のものに設置される消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十六条第一項に規定する誘導灯は、点滅装置を有するものとする。</p> <p>六 受付カウンター、公衆電話が設置された台その他これらに類するものを設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。</p> <p>七 前号に定める構造の公衆電話が設置された台が設けられている公衆電話所の出入口は、十四の項第二号ロに定める構造とすること。</p> <p>八 水飲み場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。</p> <p>九 別表第一の一の項第一号、第八号、第九号、第二十号、第二十一号、</p>

		<p>第二十三号及び第二十四号に掲げる施設以外の公共的施設にあっては、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。</p>
<p>十四</p>	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「利用円滑化経路」という。)</p>	<p>一 イからニまでに掲げる場合には、それぞれイからニまでに定める経路のうち一以上(ニに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、利用円滑化経路にすること。</p> <p>イ 公共的施設に、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>ロ 公共的施設又はその敷地に車椅子利用者用便房を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ハにおいて同じ。)から当該車椅子利用者用便房までの経路</p> <p>ハ 公共的施設又はその敷地に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>ニ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p> <p>二 利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 別表第一の一の項第一号及び第九号に掲げる施設(特別支援学校を除く。)以外の公共的施設にあっては、当該利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、一の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、三の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 有効幅員は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以</p>

上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上であること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

(4) 両側に高さ五センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。

ホ 当該利用円滑化経路を構成する昇降機(へに定めるものを除く。(8)から(10)までにおいて同じ。)及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること。

(1) かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上であること。

(3) かごの奥行きは、内法の^りが百三十五センチメートル以上であること。

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法の^りが百五十センチメートル以上であること。

(5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。

(6) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。

(7) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること。

(8) 別表第一の一の項第一号、第八号、第九号、第二十号及び第二十一号に掲げる施設(特別支援学校を除く。)以外の公共的施設で用途面積が二千平方メートル以上のものの利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に定める構造であること。

(一) かごの有効幅員は、百四十センチメートル以上であること。

(二) かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。

(三) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡が設けられていること。

(四) かご内には、その両側面に手すりが設けられていること。

(9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けるものである場合は、この限りでない。

(一) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸

の閉鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。

(二) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。

(三) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。

(10) 昇降機の付近には、当該昇降機及び乗降ロビーが(1)から(9)までに定める基準に適合するものである旨が見やすい方法により表示されていること。

へ 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造であること。

(1) エレベーターにあっては、次に定める構造であること。

(一) 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものであること。

(二) かごは、有効幅員が七十センチメートル以上であり、かつ、奥行きが百二十センチメートル以上であること。

(三) 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの床面積が十分に確保されていること。

(2) エスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

(3) 昇降機の付近には、当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。

ト 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、五の項に定めるところによるほか、次に定める構造であること。

(1) 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。

(2) 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所が設けられていること。

(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 路面には、排水溝が設けられていないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられている場合は、この限りでない。

(5) 傾斜路は、次に定める構造であること。

(一) 有効幅員は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上であること。

(二) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

		<p>(三) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(四) 両側に高さ五センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p> <p>三 第一号イに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前号トに定めるところによることが困難である場合における前二号の規定の適用については、第一号イ中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該公共的施設の 車寄せ」とする。</p>
十五	案内設備までの経路	<p>一 公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。)にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が別表第一の一の項第二十三号に掲げる施設に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>二 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(一の項ロ(1)若しくは(2)に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>
<p>備考</p> <p>「用途面積」とは、公共的施設の用途に供する部分(路外駐車場にあつては、駐車のために供する部分)の床面積(出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の部分で多数の者又は主として高齢者、障害者等の利用に供するものに関する工事を含む増築、改築、用途の変更(用途の変更をして公共的施設にする場合に限る。)、建築基準法第二条第十四号の大規模の修繕又は同条第十五号の大規模の模様替え(以下「増築等」という。))の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積)の合計をいう。</p>		

二 道路に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
一	歩道等(歩道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。)	<p>一 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>二 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道の有効幅員は、二百センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、三百センチメートル以上であること。</p> <p>三 横断勾配は、二パーセントを標準とすること。</p> <p>四 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けること。</p> <p>五 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接続する歩道等の部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ロ 歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルが標準であること。</p> <p>ハ ロの段差に接する歩道の部分は、車椅子が円滑に転回することができる構造であること。</p> <p>六 多数の視覚障害者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設の 相互間の経路を構成する歩道等及び視覚障害者が頻繁に利用する歩道等には、視覚障害者を誘導する必要がある部分及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある 部分に歩行性及び耐久性に優れた線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p>
二	立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)	<p>一 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>二 両側に手すりを設けること。</p> <p>三 階段の踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>四 階段は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>五 階段には、回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>六 階段の段及び傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。</p>

三 特定道路(県道に限る。)に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
---	----------	-------

一	歩道等	<p>一 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には歩道を設けること。</p> <p>二 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項に規定する幅員の値以上であること。</p> <p>ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項に規定する幅員の値以上であること。</p> <p>三 舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>四 勾配は、次に定めるとおりとすること。</p> <p>イ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</p> <p>ロ 横断勾配(車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分(以下「車両乗入れ部」という。)を除く。)は、一パーセント以下であること。ただし、前号ただし書の場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>五 歩道等と車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)は、次に定めるとおり分離すること。</p> <p>イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線が設けられていること。</p> <p>ロ 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。</p> <p>ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵が設けられていること。</p> <p>六 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。</p> <p>イ 高さは、五センチメートルが標準であること。ただし、横断歩道等に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。</p> <p>七 第二号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、第四号ロに規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、二百センチメートル以上とすること。</p>
二	立体横断施設	<p>一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所には、立体横断施設を設けること。</p>

二 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

イ かごの幅及び奥行きは、それぞれ内法の^りが百五十センチメートル以上であること。

ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、幅は内法の^りが百四十センチメートル以上であり、奥行きは内法の^りが百三十五センチメートル以上であること。

ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターにあつては九十センチメートル以上であり、ロに定める構造のエレベーターにあつては八十センチメートル以上であること。

ニ かご内には、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認することができる鏡が設けられていること。ただし、ロに定める構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が見認できる構造であること。

へ かご内には、手すりが設けられていること。

ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有するものであること。

チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。

リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。

ヌ かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。

ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうち視覚障害者が利用する制御装置は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造であること。

ヲ 乗降ロビーに接続する歩道等又は通路の部分の有効幅員及び奥行きは、百五十センチメートル以上であること。

ワ 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

三 傾斜路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。ただし、設置場所

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、百センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

ハ 横断勾配が設けられていないこと。

ニ 両側に二段式の手すりが設けられていること。

ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。

ヘ 勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度の比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものであること。

ト 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。

チ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物が設けられていること。

リ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

四 第二号に規定するもののほか、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、次に定める構造のエスカレーターを設けること。

イ 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設けられていること。

ロ 踏面及びくし板は、滑りにくい仕上げであること。

ハ 昇降口において、三枚以上の踏面が同一半面上にある構造であること。

ニ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により踏面相互の境界が容易に識別できるものであること。

ホ くし板の端部と踏面の色の輝度の比が大きいこと等によりくし板と踏面との境界が容易に識別できるものであること。

ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が表示されていること。

ト 踏面の有効幅員は、百センチメートル以上であること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

五 通路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。

ロ 縦断勾配及び横断勾配が設けられていないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

		<p>ハ 両側に二段式の手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 手すりの端部の付近には、通路に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。</p> <p>ホ 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>六 階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 両側に二段式の手すりが設けられていること。</p> <p>ハ 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。</p> <p>ニ 両側に立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p> <p>ホ 階段の下面と歩道等の路面との間が二百五十センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物が設けられていること。</p> <p>ヘ 高さが三百センチメートルを超える階段にあつては、その途中に踊場が設けられていること。</p> <p>ト 踊場の踏幅は、直階段の場合にあつては百二十センチメートル以上であり、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上であること。</p>
三	乗合自動車停留所	<p>一 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチメートルを標準とすること。</p> <p>二 ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
四	自動車駐車場	<p>一 次に定める構造の障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けること。</p> <p>イ 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上であり、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上であること。</p> <p>ロ 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けられていること。</p> <p>ハ 有効幅員は、三百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ニ 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。</p> <p>二 自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、次に定める構造の障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 障害者用停車施設に通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ</p>

短くなる位置に設けられていること。

ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び奥行きは、百五十センチメートル以上である等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造であること。

ハ 障害者用である旨が見やすい方法により表示されていること。

三 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

イ 有効幅員は、九十センチメートル以上であること。ただし、自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。

ロ 戸を設ける場合には、当該戸は、有効幅員が百二十センチメートル以上である自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造、その他の出入口にあつては車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

四 障害者用駐車施設に通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、二百センチメートル以上であること。

ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ハ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げであること。

五 自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場で当該階に停止するエレベーターにあつては、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

イ 当該エレベーターのうち一以上のエレベーターは、前号に規定する出入口に近接して設けられていること。

ロ 当該エレベーター(イのエレベーターを除く。)は、二の項第二号イからニまでに定める構造であること。

ハ イのエレベーターは、二の項第二号に定める構造であること。

六 傾斜路の構造については、立体横断施設の傾斜路の例による。

七 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造については、立体横断施設の階段の例による。

八 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第四号に規定する通路には、屋根を設けること。

九 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。

イ 便所の出入口付近には、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内

		<p>板その他の設備が設けられていること。</p> <p>ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>ハ 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ニ 小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>ホ 一以上の便所は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房が設けられていること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>へ ホ(1)の便房を設ける便所は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 第四号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同号イからハまでに定める構造であること。</p> <p>(2) 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(5) 出入口に戸を設ける場合には、有効幅員は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>ト ホ(1)の便房は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(2) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) へ(2)、(5)及び(6)に定める構造であること。</p> <p>チ ホ(2)の便所は、へ(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びにト(2)から(4)までに定める構造であること。</p>
五	移動等の円滑化のために必要なその他の施設	<p>一 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>二 前号の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p>

		<p>三 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降所及び自動車駐車場の通路には、移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>四 前号の規定により、線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設した場合において、視覚障害者の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>五 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>六 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>七 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>八 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。</p>
--	--	---

四 公園に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
一	出入口	<p>一 一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百二十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、やむを得ず生ずる段差であり、かつ、当該段差が二センチメートル以下である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 車止めのための柵を設ける場合においては、当該柵の間隔は、九十センチメートルが標準であること。</p> <p>二 車道に接する出入口は、点状ブロック等を敷設すること等により道路との境界を容易に識別できるものとする。</p>
二	園路(歩行の用に供するものに限る。以下同じ。)	<p>一の項に定める構造の出入口に通ずる主たる園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 表面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げであること。</p> <p>ロ 階段を設ける場合においては、当該階段は、一の表二の項イ、ロ及びへに定める構造に準じたものであること。</p> <p>ハ 有効幅員は、百二十センチメートル以上であり、百八十センチメートル未満である場合にあっては、車椅子がすれ違うことのできる場所が適宜設けられていること。</p>

		<p>ニ 縦断勾配は、四パーセント以下であり、三パーセント以上四パーセント以下の部分が三十メートル以上続く場合にあってはその途中に百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。</p> <p>ホ 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたが設けられていること。</p> <p>ヘ 縁石線によって区画された敷地の部分を切り下げる場合においては、園路に接する切下げ部分の有効幅員は、百二十センチメートル以上であり、勾配は、八パーセント以下であること。</p> <p>ト 傾斜路を設ける場合においては、その両側に高さ十センチメートル以上の側壁又はこれに代わるものが設けられていること。</p> <p>チ 危険防止のために必要な箇所には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>リ 公園全体の概要を示す案内板のうち一以上の案内板の文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により、見やすいものであること。</p>
三	駐車場	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(特殊装置のみを用いるものを除く。)を設ける場合には、そのうち一以上に、一の表六の項第二号に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から一の項に定める構造の出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

五 公園(県の設置する都市公園に限る。)に係る構造等基準

項	特定公園施設の種類	構造等基準
一	園路及び広場	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は次に定める構造であること。</p> <p>(1) 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>ロ 通路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百八十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十</p>

センチメートル以上とすることができる。

(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。

(4) 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

ハ 階段は、次に定める構造であること。

(1) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(2) 手すりの端部の付近には、階段に通ずる場所を示す点字が貼り付けられていること。

(3) 回り段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造であること。

(5) 両側に立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。

ニ 階段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合には、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

ホ 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造であること。

(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、八パーセント以下であること。

(3) 横断勾配が設けられていないこと。

(4) 表面は、滑りにくい仕上げであること。

(5) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

(6) 両側に手すりが設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ヘ 高齢者、障害者が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ト 二の項から七の項までに規定する特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成

		十八年国土交通省令第百十号)第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。
二	屋根付広場	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
三	休憩所及び管理事務所	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所及び管理事務所を設ける場合には、当該休憩所のうち一以上及び当該管理事務所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 戸を設ける場合には、当該戸の幅は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ロ カウンターを設ける場合には、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合には、この限りでない。</p> <p>ハ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>ニ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、六の項第二号から第六号までに定める構造であること。</p>
四	野外劇場及び野外音楽堂	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、二の項イに定める構造であること。</p> <p>ロ 出入口とハに規定する車椅子使用者用観覧スペース及びホに規定する便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、地形の状況そ</p>

		<p>他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、四パーセント以下であり、三パーセント以上四パーセント以下の部分が三十メートル以上続く場合にあってはその途中に百五十センチメートル以上の水平な部分が設けられていること。</p> <p>(5) 横断勾配は、一パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ハ 収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合には当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)が設けられていること。</p> <p>ニ 車椅子使用者用観覧スペースは、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ホ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、六の項第二号から第六号までに定める構造であること。</p>
五	駐車場	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p>

		<p>イ 有効幅員は、三百五十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近には、車椅子使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。</p>
六	便所	<p>一 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>ロ 男子用小便器を設ける場合には、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ハ 小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>二 当該便所の一以上は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房が設けられていること。</p> <p>ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>三 前号イの便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>(2) (3)の場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、傾斜路が併設されていること。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>(5) 戸を設ける場合には、当該戸の幅は八十センチメートル以上であり、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>四 第二号イの便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段が設けられていないこと。</p> <p>ロ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識が設けられていること。</p> <p>ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>ホ 第三号イ(1)及び(5)並びに同号ロに定める構造であること。</p> <p>五 第二号ロの便所は、第三号イ(1)から(3)まで及び(5)並びに同号ロ並びに第四号ロからニまでに定める構造であること。</p>
七	水飲場及び手洗い場	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場及び手洗い場を設ける場合には、それぞれ一以上は、高齢者、障害者等の円滑</p>

		な利用に適した構造とすること。
八	掲示板及び標識	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。</p> <p>ロ 表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>

備考

この表の規定は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。

六 建築物でない路外駐車場に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
一	出入口	<p>一以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p>
二	駐車のために供する部分	<p>一 一の表六の項第二号に定める構造の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>二 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から一の項に定める構造の出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

別表第三(第六条関係)

項	公共的施設の区分	規模
一	別表第一の一の項第一号から第四号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十一号、第二十二号、第二十四号及び第二十六号から第二十八号まで並びに同表の二の項及び三の項に掲げる施設(見学のための施設を有しない工場を除く。)	すべての規模
二	別表第一の一の項第十七号に掲げる施設	用途面積が五十平方メートル以上
三	別表第一の一の項第六号、第十三号、第十四号及び第十八号に掲げる施設(卸売市場を除く。)	用途面積が三百平方メートル以上
四	別表第一の一の項第十一号、第十五号及び第二十三号に掲げる施設(キャバレー及びナイトクラブを除く。)	用途面積が五百平方メートル以上
五	別表第一の一の項第五号及び第七号に掲げる施設	用途面積が千平方メートル以上
六	別表第一の一の項第八号、第二十五号及び第二十九号に掲げる施設	用途面積が二千平方メートル以上
七	別表第一の一の項第九号に掲げる施設	戸数又は室数が五十以上

備考

別表第二の一の表の備考は、この表について準用する。

別表第四(第十二条関係)

項	特定公共的工作物等の種類	設置等基準
一	信号機	<p>信号機は、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であること。</p> <p>イ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第二条第四項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>(2) 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの</p> <p>(3) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの</p> <p>ロ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車等が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>
二	道路標識	反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であること。
三	道路標示	<p>次のいずれかに掲げる道路標示であること。</p> <p>イ 反射材料を用い、又は反射装置を施したもの</p> <p>ロ 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの</p>

別記第1号様式(第4条関係)

適合証交付請求書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

請求者 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり適合証の交付を受けたいので、山口県福祉のまちづくり条例第 16 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

公共的施設の位置

- 種類
- 1 建築物
 - 2 道路
 - 3 公園
 - 4 建築物でない路外駐車場

用途

連絡者 住所 (電話 局 番)
氏名

添付書類

- 1 付近見取図
- 2 建築物、公園及び建築物でない路外駐車場に係る場合にあつては、配置図
- 3 建築物及び道路に係る場合にあつては、平面図
- 4 建築物に係る場合にあつては、用途別の床面積の求積図
- 5 公共的施設が構造等基準に適合していることを明らかにする書類

注 1 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 請求者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

4 「用途」欄は、建築物に係る場合にのみ記入すること。

5 「連絡者」欄は、設計者、工事監理者、工事施工者その他公共的施設の構造及び設備の整備について説明できる者を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 2 号様式(第 4 条関係)



備考 適合証の大きさは、縦 14.1 センチメートル、横 15.4 センチメートルとする。

第 3 号様式(第 7 条関係)

(表)

特定公共的施設新築等届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり特定公共的施設の新築等をするので、山口県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

特定公共的施設の位置

種類 1 建築物 2 公園

用途

1 新築 2 新設 3 増築 4 改築

工事種別

5 用途の変更 6 大規模の修繕

7 大規模の模様替え

敷地面積

建築面積

用途の区分	新築等の部分	新築等の部分以外の部分	合計
	m ²	m ²	m ²
規模 延べ 面積			
その他の用途			
合計			

構造

階数 地上 階 地下 階

設備

共同住宅の戸数 戸 寄宿舍又は下宿 室

10 「連絡者」欄は、設計者、工事監理者、工事施工者その他特定公共的施設の構造及び設備の整備について説明できる者を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 4 号様式(第 7 条関係)

特定公共的施設新築等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり特定公共的施設の新築等の届出に係る事項を変更するので、山口県福祉のまちづくり条例第 18 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

特定公共的施設の位置

種類 1 建築物 2 公園

用途

変更事項

変更前

変更の内容

変更後

変更に係る工事の着手予定年月日

年 月 日

添付書類

変更前の届出に係る届出書に添付した書類に変更があるときは、当該変更後の書類

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

4 「用途」欄は、建築物に係る場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 5 号様式(第 8 条関係)

(平 13 規則 85・平 22 規則 1・一部改正)

特定公共的施設新築等工事完了届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏名 印

(電話 局 番)

下記のとおり特定公共的施設の新築等の工事を完了したので、山口県福祉のまちづくり条例第 20 条の規定により届け出ます。

記

特定公共的施設の位置

種類 1 建築物 2 公園

用途

工事完了年月日

年 月 日

住所

(電話 局 番)

連絡者

氏名

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

3 「種類」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

4 「用途」欄は、建築物に係る場合にのみ記入すること。

5 「連絡者」欄は、設計者、工事監理者、工事施工者その他特定公共的施設の構造及び設備の整備について説明できる者を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 6 号様式(第 10 条関係)

(表)

第 号

身分証明書

所属

職氏名

上記の者は、山口県福祉のまちづくり条例(平成 9 年山口県条例第 1 号)第 26 条第 1 項の規定により立入検査等をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

山口県知事

印

(裏)

山口県福祉のまちづくり条例抜粋

(立入検査等)

第 26 条 知事は、第 19 条、第 22 条、第 23 条第 1 項及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、特定公共的施設建築主等若しくは既存特定公共的施設所有者等に対し、特定公共的施設の位置、規模、構造、設備その他必要な事項について報告させ、又はその職員に、特定公共的施設若しくは特定公共的施設の工事現場に立ち入り、特定公共的施設、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。